

3 保温:それ自体に熱源を持たないもので温めましょう。



4 加温:熱源を体幹(胸)に当てましょう。



出典:令和3年度北海道防災総合訓練(厳冬期)「避難所における低体温症」講演資料

### 3 暑さ対策について

近年の気候変動に伴い、北海道においても避難生活を行う住民の方々への暑さ対策に留意が必要です。

被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性がありますので、暑さに起因する健康被害を防止するための対策を行いましょう。

#### □ 具体的な対策

- ・ 気温が高い、風が弱い、湿度が高い、急に暑くなった日は、熱中症に注意が必要です。室内に温度計・湿度計を用意して、定期的に確認します。
- ・ 避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷房設備の整備や、スポットクーラー、扇風機などを備えましょう。

- ・ 停電等により、冷房機器や扇風機が使用できない場合には、遮光カーテン、すだれ等で日光を遮り、風通しをよくするほか、濡れたタオル等を体に当て、うちわであおぐなど、体を冷やします。うち水の実施や氷柱の設置も有効です。
- ・ 飲料を配布し、こまめに水分補給を行うよう促します。汗をたくさんかいた場合は、塩分も必要です。スポーツドリンクや塩分タブレット等を確保し、脱水症状を予防します。
- ・ 高齢者や子ども、障がい者、また持病のある方々は特に注意し、体調の変化には、気を配りましょう。周りの方々にも見守りの協力をいただきながら、異変があった場合は、急いで医療機関を受診するようにします。

#### □ 熱中症予防のための啓発

避難生活を始められた方はどのような疾患に注意したほうが良いか気づくことが難しい状況にあります。エコノミークラス症候群予防や熱中症対策は避難所開設時から啓発を開始する必要があります。

#### 【参考】

##### ◇ 厚生労働省全体リーフレット

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html)

##### ◇ 厚生労働省 災害時熱中症対策リーフレット

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pdf/nettyuu-saigaiji.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/nettyuu-saigaiji.pdf)

##### ◇ 厚生労働省 停電時の熱中症対策リーフレット

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pdf/aircon.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/aircon.pdf)

##### ◇ 環境省熱中症予防サイト(暑さ指数 WBGT))

[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php?utm_source=chatgpt.com)

#### □ クーリングシェルターの設置

災害時においても熱中症疑いの方や熱中症を発症しやすい小さなお子様、障がい者や高齢者が簡易的に涼むことできるクーリングシェルターを設営することが望ましいです。屋外に設営した発電機の電源で小さな部屋のエアコンを稼働させるなど、冷涼な環境を停電時も運用できる対策が望まれます。

#### □ 支援者側の活動対策

災害対応等に携わる行政職員、外部支援者等すべての人たちが熱中症の発症予防に留意することが必要です。WBGT 指数を把握できるように運営し、熱中症警戒アラートが出た場合や、指数を超えた場合には活動を控える対策が欠かせません。熱中症は自らが気づかないうちに進行することがあるため、活動する際には複数人での行動とし、定期的に水分摂取を行い、お互いの体調確認をすることも大切です。

#### □ 電源の確保

停電時にエアコン稼働させるためには大容量の電源を必要とし、発電発電機で多数動かすことは困難です。指定避難所に外部受電盤を設置して電源車等により稼働させられるようにするなど、停電時の電源運用の仕組みづくりが必要です。スポットクーラーは熱を発生するため、排熱対策にも留意します。

## **4 災害関連死の予防について**

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。冬の厳しい寒さへの対策はもちろん、高温や多湿等が予想される時には、熱中症対策に留意が必要です。

過去の大規模災害における災害関連死の研究結果では、例えば、

- 避難所で水が不足していると口腔ケアが不足することで誤嚥性肺炎に至る恐れがあること、
- 劣悪なトイレ環境が水分摂取を控えることにつながり、エコノミークラス症候群や循環器疾患の原因となる恐れがあること
- 避難所での雑魚寝や長時間同じ体勢をとることにより、身体力の低下や意欲の低下を招き、生活不活発病、感染症をはじめとした疾患やうつなどの精神疾患につながる恐れがあることなどが指摘されています。

避難所生活が原因となる災害関連死を防ぐために、避難所・避難生活学会では、避難生活に欠かせない物資であるトイレとキッチン(食事)、ベッド(睡眠)を、発災後48時間以内に避難所へ整えることを目指す「TKB48」という考え方を提唱しています。

このうち「トイレ」については、避難者全員が安全に安心して使えるトイレを、可能な限り屋内に設置できるようにします。

また「キッチン」は、食事のことであり、可能な限り早期に、温かく、食物繊維が豊富で、たんぱく質が摂取できる食事を避難所で供与できるようにします。冬は、低体温症対策として、甘い物など高カロリーの食べ物を用意することも必要です。

ベッドは段ボールベッド等の簡易ベッドを利用して、床から高い場所で、ほこりを吸い込みやすく、冷気の影響を受けにくくするなどして、睡眠の質を高めるようにします。

そして、冬の寒さが厳しい北海道では、TKBに加え、暖房(Warm)の確保の点も加え、「TKB+W」を整えることも重要です。

こうした、災害関連死を防ぐための対策は、避難所の設置からできるだけ早い時期に実施する必要があります。そして、訓練などの機会を通じて、避難所内での設置位置や使用方法などを確認しておきましょう。

△：B はベッドに加え「バス(入浴)」も大切です。入浴は体を清潔にし、ストレス解消に効果があります。既存の入浴施設の活用や簡易シャワーの配置等を検討します。

## **5 トイレについて**

「避難所生活はトイレにはじまり、トイレに終わる」(日本赤十字北海道看護大・根本教授)と指摘されるように、避難所にいるすべての方々が衛生的かつ安全・安心に使用できる十分な数のトイレを設置することは、極めて重要です。

災害の影響を受けると、不適切な衛生設備と給水、衛生環境により、被災者が下痢や感染症といった病気にかかりやすくなりますが、特に、避難所における無秩序な排泄は大きな健康リスクをもたらします。

スフィア・ハンドブックでは、トイレに関わる最低基準として、「すべての排泄物が敷地内で安全に格納されている」、「人々は十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安全で安心にいつでもすぐに使用できることができる」ことを挙げています。

避難所での生活の場所に排泄物が存在しないよう、避難所となる施設のトイレの使用有無はすぐに確認し、断水等により使用できない場合には施錠するなどして封鎖するか、簡易トイレ(携帯トイレ)等をできるだけ早く、遅くとも発災後48時間以内に設置することを目指します。

そして、避難所のトイレは、すべての避難者が、昼夜を問わず、いつでも安心して使うことができるよう運営するとともに、国土交通省が標準仕様を定める「快適トイレ」の仕様である等、トイレの衛生管理が重要なポイントになります。

女性や子ども、高齢者がトイレを安全に使用できる環境を整えることや、失禁症状のある方、障がい者や性的マイノリティの方々がトイレを不自由なく使用できるように、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子供に使用させる等の工夫に努める運営をすること、また、トイレの平均的な使用回数は、1日5回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することも重要です。

△：快適トイレとは、

- ・ 男女ともに工事現場(災害時には被災地で使用)で快適に使用できる仮設トイレとして、国土交通省が標準仕様を定めているもの。
- ・ 標準仕様として、洋式(洋風)便器、水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)、臭い逆流防止機能、容易に開かない施錠機能、照明設備、衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚(耐荷重 5kg 以上)を備えている。
- ・ 付属品として、男女別の明確な表示をするもの、周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫のもの、サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)、鏡と手洗器、便座除菌クリーナー等の衛生用品を備えている。
- ・ 仕様や付属品として、便房内寸法 900×900mm 以上、擬音装置、着替え台、臭気対策機能の多重化、室内温度の調整が可能な設備、小物置き場が推奨されている。
- ・ 北海道の場合は冬期の災害を想定し、暖房設備や暖房便座の機能が必要となる。

## □ トイレの設置

避難所開設時に施設のトイレの使用可否を確認し、断水等によりトイレが使用できない場合は、できるだけ早く、簡易トイレ等を配備します。行政や民間企業等が保有するトイレトレーラーやトイレカーの早期の配備・活用も有効です。

また、避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手、防犯対策に配慮が必要です。衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、感染症を含む健康被害を防ぐことにつながるため、清掃体制の取り組みを実施します。

手洗い水の確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意することも重要です。

なお、使用時間の違いなどを考慮し、女性用トイレと男性用トイレは 3:1 の割合が推奨されています。また、その数も 50 人あたり 1 基の割合、一定期間経過後は 20 人に 1 基の割合、多目的トイレは 250 人に 1 基の割合で確保するようにします。

△：トイレの数が不十分な場合、排泄を我慢する避難者が生じるため、避難者の受付・誘導を開始した時点で、トイレの場所や使用方法等について周知が必要です。

△：国際的基準では、被災状況下でのトイレ個数の目安を下記のとおりとしています。

■被災状況下でのトイレの個数の目安

目安の出典等		トイレの個数	
国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が示す緊急事態における数量の目安		状況により対応を選択 第1案 1世帯1基 第2案 20人当たり1基 第3案 100人当たり1個室又は1排泄区域	
	公共の場所・施設	トイレの個数（短期）	トイレの個数（長期）
ス フ ィ ア ・ プ ロ ジ ェ ク ト に よ る 目 安 ※	市場	露店 50 につき 1 基	露店 20 につき 1 基
	病院・医療センター	ベッド数 20 床 または外来患者 50 人につき 1 基	ベッド数 10 床 または外来患者 20 人につき 1 基
	給食センター	大人 50 人につき 1 基 子ども 20 人につき 1 基	大人 20 人につき 1 基 子ども 10 人につき 1 基
	受入/一時滞在センター	50 人につき 1 基 女性対男性の割合は 3 : 1	
	学校	女子 30 人につき 1 基 男子 60 人につき 1 基	女子 30 人につき 1 基 男子 60 人につき 1 基
	事務所		スタッフ 20 人につき 1 基

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 4 月・令和 6 年 12 月改定)内閣府(防災担当)参考

△：災害時の避難所のトイレは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、下記を参考に適したものを選びましょう。

■時間経過に伴うトイレの組合せモデル

★主に使用 ○補助的に使用

災害用トイレの種類	発災 ～3日間	～2週間	～1カ月	～3カ月以上
携帯トイレ	★	○	○	
簡易トイレ	★	○	○	
仮設トイレ（組立式）	○	★	★	
仮設トイレ			★	★
マンホールトイレ	○※	★	★	★
車載トイレ		○	○	○
自己処理型トイレ		○	○	○

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 4 月・令和 6 年 12 月改定)内閣府(防災担当)参考

△:以下の表は、配慮すべき事項と配慮が必要な方への対応をまとめたものです。

配慮をすべき事項・配慮が必要な方	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗がりにならない場所に設置する。</li> <li>・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する。</li> <li>・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする。</li> <li>・トイレの固定、転倒防止を徹底する。</li> <li>・個室は施錠可能なものとする。</li> <li>・<u>防犯ブザー</u>等を設置する。</li> <li>・手すりを設置する。</li> <li>・段差、ステップを解消し、車イス利用者の方も使用できるトイレを設置する。</li> </ul>
衛生・快適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>トイレ専用の履物(スリッパ)</u>を用意する(屋内)。</li> <li>・手洗い用の水を確保する。</li> <li>・手洗い用のウェットティッシュを用意する。</li> <li>・消毒液を用意する。</li> <li>・消臭剤や防虫剤を用意する。</li> <li>・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する。</li> <li>・トイレの掃除用具を用意する。</li> </ul>
男性・女性・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレは男性用・女性用に分ける。(離れた場所に設置することが望ましい。)</li> <li>・生理用品の処分用のゴミ箱を全てのトイレへ設置できるように用意する。</li> <li>・鏡や荷物を置くための棚やフックを用意する。</li> <li>・子どもと一緒に入れるトイレを設置する。</li> <li>・オムツ替えスペースを設ける。</li> <li>・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する。</li> <li>・女性ならではの悩みやDV等の相談窓口の案内チラシ・ポスターなどを貼る、置くなどする。</li> </ul>
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式便器を確保する。</li> <li>・使い勝手の良い場所に設置する。</li> <li>・トイレまでの動線を短くし安全性を確保する。</li> <li>・トイレの段差を解消する。</li> <li>・福祉避難スペース等にトイレを設置する。</li> <li>・介助者も入れるトイレを確保する。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語の掲示物を用意する(トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等)</li> </ul>
その他 (要配慮者、性的マイノリティ他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>多目的トイレ(男女共同トイレ)</u>を設置する。</li> <li>・男性用トイレに十分な数の個室トイレを設置し、尿取りパット等を配置する。</li> <li>・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する。(ニオイ対策のアイテムを用意するとより良い。また、水を使える環境が望ましい。)</li> <li>・幼児用の補助便座を用意する。</li> </ul>

出典:避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月・令和6年12月改定)内閣府(防災担当)参考

## **6 感染症対策について**

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が懸念されます。

このため、避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境となりやすいことを認識し、感染拡大防止に万全を期すことが重要です。このため、次の点に留意して避難所を運営する必要があります。

### 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討します。

### 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討します。

また、行政の判断により、被災地域外の市町村へ、広域避難(2次避難)を実施することがあります。(→第5章に詳しく記載しています)

## **(1) 避難者等の健康管理** . . . . .

### 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

- ・ 避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。
- ・ 保健師や災害医療従事者による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
- ・ 運営スタッフは、事前に各自の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

## **(2) 避難所の衛生管理** . . . . .

### 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

□ 避難所の衛生環境の確保

- ・ 避難所は土足厳禁にします。
- ・ 紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。
- ・ 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて 清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- ・ トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)、亜塩素酸水、次亜塩素酸水を用いて、便器周りを中心に清掃します。
- ・ 消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。  
(例:アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。)

□ 十分な換気の実施、スペースの確保等

- ・ 避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- ・ 避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m(最低 1m)空けることが望ましく、テントやカーテン、段ボール等によるパーティションも有効です。

**(3) 発症時等の対応** . . . . .

□ 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や病院への搬送など保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を随時検討する必要があります。

△:感染症の例 ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス

□ 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

- ・ 発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。
- ・ 発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
- ・ 症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

## **7 女性をはじめとした多様な視点について**

災害時に直面する困難は、男女によって異なります。見落としがちなニーズに気づき、避難生活における困難をできるだけ小さくするためには、避難所運営を男女両方が協力して利用者が全員参加する形で行うことが必要です。

また、避難所で避難生活を送る方々の中には、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、防災施策において特に配慮を要する方々や、持病のある方、性的マイノリティの方、災害により心や体に傷を負った方など、様々な方が存在します。こうした配慮の必要な方々(要配慮者)について、個々のニーズに応じた支援が差別なく受けられるようにすることも必要です。

### **(1) 女性の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

過去の災害では、避難所において、性別の違いによる様々な困難が生じました。例としては、

- ・ 女性に対する暴力や嫌がらせの発生
- ・ 女性用・妊産婦用の衣類や下着、生理用品等が不足
- ・ 女性のみが炊き出しを長時間担当した
- ・ 家族の世話の過重労働が女性に集中しがちであった
- ・ 女性専用の洗濯物干し場がなく、下着が洗えず、女性特有の炎症等の症状が生じた
- ・ 避難所の責任者や物資担当者が男性であることが多く、女性が必要な物資を受け取りにくく、要望も出しづらい状況が生じていた
- ・ 女性が物事を決定する会議等の場になかったため、女性のニーズが反映されにくいなどの困難が生じていたと指摘されています。

こうした困難を生じにくくするため、避難所運営は男女両方が協力して行い、性別により役割を固定化することなく、男性と女性双方がお互いのニーズをよく理解しながら、配慮の行き届いた生活環境を作っていくことが大切です。

#### **□ 避難所運営責任者に男女両方を配置**

- ・ 女性と男性とでは災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮するため、リーダー又は副リーダーに女性の参画を促します。
- ・ 避難所運営の会議では、トイレの配置や物干し場の配置、必要な掲示など、女性の目線からの意見が反映されるよう、女性の発言を促します。

- 避難所運営の各班に男女両方を、できれば複数配置
    - ・ 炊き出しや食事の片付け、清掃、玄関の除雪などの活動は、男女両方で行うようにします
  - 物資担当者には男女両方を配置
    - ・ 支援物資の配布については、女性用品の配布は女性スタッフが行う、配布場所を分けて設けるなどの配慮が必要です。
  - 相談窓口の設置、支援機関の情報を掲示
    - ・ 避難所内にプライバシーの確保できる「相談室」を設け、女性ならではのニーズなど、安心して相談できる環境を作りましょう
  - 女性専用の洗濯干し場の確保
    - ・ 女性専用の洗濯干し場を確保します。
    - ・ 洗濯物が見えないような仕切り等の設置もします。
  - 安全・プライバシー確保への配慮
    - ・ 女性や子ども等のために防犯ブザーを配布、貸出を行い、犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のため活用します
    - ・ 女性を対象に、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止の工夫を行いましょう
- △：一人でトイレに行かないことを基本としつつ、一人でも安全にトイレへ行くことができるよう動線を確保する
- △：可能な限り夜間も照明をつける
- △：啓発ポスターを貼り出す

## (2) 性的マイノリティの視点・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時の避難所は、避難した様々な立場の方々が共同生活を送りますが、見た目と書類上の性別が異なっていたり、同性パートナーと暮らしたりする性的マイノリティの方々には、名簿への性別の記載やパートナーとの関係性の説明など、様々な事柄が精神的な負担となり、「避難所に行きたくても行けない」という状況に陥りがちです。

スフィア・ハンドブックにおいても、公平性に則った特別な配慮を要するの方々として性的マイノリティを挙げ、こうした方々が、避難生活を送る上でたびたび差別に見舞われることを指摘しています。

避難所を、誰もが生命の危険がなく安心して快適に過ごすことができる場とするためには、差別や偏見を許さず等しく支援を受けられる環境を整えることが大切です。

避難所運営や被災者支援を考えるにあたっては、性的マイノリティの方々が尊厳ある生活を営む権利と支援を受ける権利を有すること、そして、避難生活を送るうえで特に配慮を要することを理解し、適切な対応に努めましょう。

□ 避難所の受付時の配慮

- ・ 世帯(グループやパートナー等、戸籍や住民票上の世帯ではなく同性パートナーも含む)の代表者に、人数等の事項を避難者台帳に記入してもらうようにします。

△:性別の情報が必要な場合は、男女の選択肢のほかに「その他・答えたくない」を設けたり、性別の回答欄を自由記載にするなど、性的マイノリティの方等にも配慮し、自認している性別に応じて任意に回答できるようにします。

また、氏名欄についても戸籍名か通称名か選択して記載できるようにします。

□ 相談所の設置

- ・ 個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

△:誰でも相談しやすいように、相談サービスについて知らせる案内表示に「性的マイノリティ」の相談も歓迎する旨や「秘密厳守」とする旨を書き込みましょう。

相談前に相談受付票を記載する場合は、性別記載欄は自由記載とし、氏名欄を戸籍名ではなく通称名でも記載できるようにするほか、相談したい項目・内容に「性的マイノリティ」を記載すると話しやすくなります。

△:相談所で性的マイノリティからの相談を受ける場合に必須の知識として、「アウティングをしないこと」「カミングアウトを強制しないこと」が大切です。

□ トイレなど多目的用を設置する

- ・ トイレや入浴施設など、男女とは別に「多目的用」を設置することで、性的マイノリティの方々や、様々な事情を抱えた多様な方々が利用しやすい環境を作ることができます。

△:「多目的用」は性的マイノリティの方など誰でも利用しやすいように「どなたでもお使いください。」を記載する等、案内表示を工夫させましょう。女・男・多目的用に分けて設置することが難しい場合は、ひとりずつ利用できる時間帯を設ける等して対応しましょう。

身体障がい者の介助を行うなど 2 人で利用することを想定し、多目的更衣室は広めに取りましょう。

△:トイレについて、男性用の個室トイレにも生理用品等の処分用のゴミ箱を設置しましょう。(尿漏れパットや紙パンツを使用する人にとっても有用)。

立って排尿することが難しいことが考えられるため、男性用トイレにも十分な数の個室トイレ(洋式便器)を設置(怪我をしている人や障がいのある人、高齢者にとっても有用)

△:避難所に入浴施設が設置される場合、または避難所とは別の銭湯や温泉など公共の入浴施設を借りる場合、事情がある人のために個別で利用できる時間帯を設定したり、個別利用できるように入浴施設と調整します。

また、男女で分かれたものだけでなく、誰でも使える多目的シャワーの設置も検討しましょう。多目的シャワーは性的マイノリティの方だけではなく、手術痕やケガ、あざなどの身体的特徴を持つ方などのニーズが考えられます。

なお、性的マイノリティや障がいのある方など特別な配慮が必要な避難者から個別の申し出があれば、利用時間外に個別での利用も考慮します。

□ 支援物資の受け渡しに関する配慮

- ・ 性的マイノリティの方等、周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい方に配慮します。

(例)

- ・ ボランティアや相談の専門家等を通じて、個別に届けられるような仕組みをつくるなど工夫します。
- ・ 人目が気にならないような場所等に支援物資の配布場所を設けましょう。
- ・ 服などの支援物資については、女性用・男性用で分けるのではなく、S・M・L等のサイズで分けるようにします。

### (3) 外国人の視点・・・・・・・・・・・・・・・・

令和6年(2024年)6月末現在、道内には約6万人の在留外国人がおり、アジアを中心に世界各国にルーツを持つ方々が暮らしています。また、外国人観光客の方々も、道内各地に滞在しています。

胆振東部地震の際は、ホテルをチェックアウトした後に行き場を無くした外国人が、自治体が開設した避難所に滞在する事例がありました。

外国人の方々は、災害の種類や対応策が自国と日本とでは異なることから、災害時の行動などについて、事前知識のない方が多数おり、一口に「避難所」といっても、地域の小中学校などの公的施設が指定されていることを知らない方もいます。

使用する言語、文化や宗教、集団生活に不慣れなことなど、日本人とは背景の異なる外国人の方々への理解や配慮も避難所運営について必要です。

□ 避難所であることを外国人の方々に周知

- ・ 避難所と認識してもらうため、地域に住む外国人の国籍を予め把握し、避難所の入口などを、国籍の人数に応じ多言語で標示します。

□ 外国人避難者の方々とのコミュニケーション

- ・ スマホの翻訳アプリなどの使用や他の避難者への呼びかけを行い、外国語で外国人避難者とのやり取りを手伝ってくれる人を募りましょう。
- ・ 外国人の避難者も理解できるよう、外国語や「やさしい日本語」など、外国人にとってもわかりやすい言葉を使いながら情報提供を行いましょう。

- ・ 絵や写真の掲示、ピクトグラム、コミュニケーション支援ボードを活用するなど、多様な手段で情報提供を行うよう工夫します。

△：北海道外国人相談センター(札幌市)では外国人が母国語で相談することができるため、必要に応じて活用します。

□ 宗教等の配慮事項などをヒアリング

- ・ 外国人に対しては、言語だけではなく、食事など宗教上の配慮も必要となります。例えば、宗教上の理由で食べられないものや、アルコールでの手指消毒が行えない事態が生じることも考えられます

△：宗教上の配慮など、困り事をこまめに聞くようにします